

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法関連事務の取扱いについて」

本年2月、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、感染拡大防止の徹底が求められており、国民の間でもイベント等の開催中止や外出自粛の動きが広がっていることに鑑み、船舶職員及び小型船舶操縦者法関連事務については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 適用対象

本取扱いは、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請、更新申請、再交付申請又は海技試験の受験申請のうち、当該申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない事情があるものに適用する。

この場合、当該やむを得ない事情を記載した書類を提出させ、適用対象であることを確認する。

2. 事務取扱

(1) 免許申請関係

令和2年2月17日以降に行われる海技免許又は操縦免許の申請のうち、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年を超えているものについては、合格日から1年を経過する日に申請があったものとして事務を取り扱う。

(2) 更新申請関係

令和2年2月17日以降に有効期間が満了する海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間の更新申請であって、更新期間を超えて行われるものについては、当該海技免状等の有効期間の満了日に申請があったものとして事務を取り扱う。

この場合において、登録海技免状更新講習又は登録操縦免許証更新講習の課程の修了との関係については、次のとおり取り扱う。（別紙参照）

- ① 現実の更新申請時において、更新講習の課程を修了した日から3月を超えているときは、海技免状等の有効期間の満了日に当該課程を修了したものとして取り扱う。（ケース1）

② 海技免状等の有効期間内に更新講習の課程を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、当該海技免状等を打抜きの上、当該課程の受講予定日までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを当該海技免状等に添付するとともに、可及的速やかに当該課程を修了するよう指導する。

なお、新たな海技免状等については、当該課程の修了証明書と引き換えに交付する。(ケース3)

③ 海技免状等の有効期間内に更新講習の課程を修了できなかったが、有効期間満了日の翌日以降、現実の更新申請までの間に当該課程を修了したときは、有効期間満了日に当該課程を修了したのものとして取り扱う。(ケース4)

(3) 再交付申請関係

(2)①の取扱いは、海技免状等の失効再交付講習の課程の修了について準用する。

(4) 上記のとおり、原則として「令和2年2月17日」を基準日としているが、基準日の前であっても、新型コロナウイルス感染症対策に関連して更新講習の開催中止や外出自粛が行われていたことにより申請を行うことができなかった等のやむを得ない事情がある場合は、上記同様に取り扱う。

(5) 海技試験の受験申請関係

令和2年2月定期試験、令和2年3月臨時海技試験又は令和2年4月定期試験の受験を申請した者のうち、試験科目の一部であっても当該試験を受験できなかった旨の申し出を受けたときは申請書類を返還する。

この場合において、当該申請書類(海技試験申請書を除く。)については、令和2年の海技試験に限り有効なものとして取り扱う。

【問合せ先】

沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課 海技資格係

電話：098-866-0031 (内線85327)

別紙

